

国境措置撤廃による林水産物生産等への影響試算について

試算の前提

- 林産物1品目(合板等)、水産物13品目※を対象として試算
〔※水産物:サケ・マス類、のり類、カツオ・マグロ類、ほたてがい等〕
【基準】 関税率が10%以上 かつ 生産額が10億円以上

試算の結果

- 林産物の生産減少額 5百億円程度
水産物の生産減少額(※) 4千2百億円程度
※ 国産水産物を原料とする1次加工品(缶詰等)の生産減少額を含めた。
- 林業・漁業及び関連産業への影響
 - ・国内総生産(GDP)減少額 5千4百億円程度
 - ・就業機会の減少数 10万9千人程度